

平成 26 年度事業報告

総括

平成 26 年 8 月 27 日、社会福祉法人にいざは社会福祉法人化から 10 年を数え、それと同時に第 6 期の役員体制が発足しました。

平成 26 年度は、法人にとって節目の年を迎え、「精神障がい者の地域における自立と社会参加を支える」という、法人創設時の原点と、関係する多くの方々の期待の下に創設された法人の存在意義について、改めて強く意識を持つ機会となりました。

折しも、平成 26 年 7 月、厚生労働省に設置された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」から社会福祉法人制度改革に向けた方向性と論点が示されました。福祉サービスの供給主体として NPO 法人や株式会社など多様な事業者の積極的な参入の中、社会福祉法人の果たすべき役割や位置付けを厳しく問い直しています。その後、平成 27 年 2 月に厚生労働省の社会保障審議会福祉部会で取りまとめられた社会福祉法人制度改革についての報告書が公表され、4 月 3 日に今国会に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が提出されました。

また、平成 26 年度は、平成 23 年度に策定した中期経営計画 5 か年計画の 4 年目となり、最終年度の平成 27 年度を前に、進捗状況を確認しました。

その結果、新体系移行に伴う事業の目標量については 50%が実現され、個別の計画施策については 69%が実現又は何らかの形で計画に着手されておりました。次年度は現行の中期経営計画の最終年度であると同時に、次の 5 年に向けた計画策定の年でもあります。平成 23 年度から平成 26 年度までの 4 年間だけでも、政権交代、障害者自立支援法から総合支援法への改正、障害者権利条約の批准と関係法の整備など、福祉業界に関連する大きな出来事が多々ありました。今後は、前述した社会福祉法人の改革に伴う新たな手続や同一の福祉サービスへの他事業者の参入がもたらす競争激化などが予想されますが、あらゆる外部環境の変化に対応しつつ、着実に利用者の需要に応えていく運営が必要です。

さて、このような状況の中、平成 27 年 3 月までに全ての障害福祉サービスの利用者がサービス等利用計画の作成が義務付けられたこと及び利用者の利便性に配慮した新座市の意向から、平成 26 年度 4 月、福祉工房さわらびと福祉工房楓で新たに特定相談支援事業計画相談事業所の指定を受け、事業を展開しています。

相談支援事業については、にいざ生活支援センターで比較的早くに取り組んでいたことから、速やかに事業を開始することができました。特定相談支援事業計画相談については、平成 26 年度、法人全体で 171 名（さわらび 24 名・楓

4名・支セ143名)の方々の支援を行いました。

その他の事業についても、概ね順調に運営が図られ、精神の障がいに伴って不安定になりがちな利用率についても安定化の傾向にあります。

しかしながら、就労系事業では就労実績や工賃月額の向上、地域活動支援センター事業では相談支援事業との両立と双方の充実など、既存事業の更なる充実やグループホームなど第1期中期経営計画における未着手分野への取組が課題となっています。

次に各拠点の総括です。

まず本部は、昨年度に引き続き、法人の運営する各種事業に係る国保連への請求事務、補助金申請業務及び前年度事業報告、現況報告書の所轄庁への提出及び公表等を行いました。また、8回の理事会、3回の評議員会を開催し、第6期役員体制の発足に係る議事、各種規程の改正、予算・決算等の重要事項について審議され、それぞれ議決を頂いております。

次に、福祉工房さわらびは、平成26年度の施設の利用率が就労移行支援事業では70%（平成25年度63%）、就労継続支援事業B型では72%（平成25年度77%）となりました。

就労移行支援事業では、年間を通じて、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、4名の方の就労につながりました。また、就労により退所された方の就労先9か所を延べ26回訪問し、就労後のジョブコーチ支援や状況確認などの就労定着支援を行いました。

就労継続支援事業B型では、それぞれの利用者が力を発揮し、自己実現を図ることに資するため、生産活動その他の活動の機会を提供しました。菓子類の製造では、専門の講師を迎えて、商品の開発・改良に取り組みました。また、自主製品では新座市のゆるキャラ「ゾウキリン」を刺繍した製品の売行きが好調でした。利用者の工賃時給の平均額は前年度比14%の増となりました。

また、福祉工房さわらび相談支援室として平成26年度から特定相談支援事業（計画相談支援）を開始し、主に福祉工房さわらびの就労移行支援事業を利用される方のサービス等計画作成支援を実施しました。

福祉工房楓は、大和田の新施設において2年目の事業年度を終了することができました。落ち着いた温かい雰囲気の中、利用者の安定した利用が実現されています。地域活動支援センターⅢ型として、創作的活動や生産的活動の機会を提供する基礎的事業のほか、更なる自立した日常生活が営めるよう生活訓練、作業訓練等の機能強化事業を実施しました。また、地域交流及び地域貢献の一環として、地域バザー等行事への参加や路上清掃活動を実施しています。その他、利用者家族間の横のつながりを強化し、一層の親睦を深められるよう、家族懇親会を実施しました。

併設する福祉工房楓相談支援室では、福祉工房さわらび相談支援室と同様、平成26年度から特定相談支援事業（計画相談支援）を開始しました。主に新座

市北部にお住まいの方と福祉工房さわらびの就労継続支援事業を利用される方のサービス等計画作成支援を実施しました。

にいざ生活支援センターは地域活動支援センター I 型として、創作的活動の機会の提供、社会との交流の促進等の事業、相談支援の基礎的事業と医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等事業の機能強化事業を実施しました。また、平成 25 年度からスタートした電話傾聴サービスは、利用件数が前年度に比べ約 1.9 倍の伸びとなり、10 名の市民ボランティアの方々が電話傾聴員として夜間の相談の対応をいただいています。

さらに、平成 25 年度から受託している新座市障がい者相談支援事業では、受託契約に基づき、情報提供、相談等の障がい福祉サービスの利用の援助や社会資源を活用するための支援など全部で 6 つの業務を行い、平成 26 年度は 1,360 件の相談が寄せられ、相談内容に応じて適切な対応が図れるよう努めました。

併設するにいざ生活支援センター相談支援室では、特定相談支援事業（計画相談支援）、一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）を実施しています。計画相談支援については、利用者数が平成 25 年度と比較するとサービス等利用支援（新規・更新）、継続サービス利用支援（モニタリング）共に増となりました。地域移行支援については、同様の支援を、地域活動支援センター事業の支援の一環として実施したため、同事業としての利用実績はありませんでした。具体的には、入院中の方を対象に、地域生活に向けた外出同行支援や入居支援などを実施しました。地域定着支援については平成 26 年度、7 名の方が利用され、それぞれの利用者の状況に応じて、生活環境の整備と日中活動の場の確保のための支援を行いました。